

【文書名】

○香川県警察における逡送に関する訓令

(平成 13 年香川県警察本部訓令第 35 号)

【概要】

香川県警察において行う逡送に関し必要な事項を定めたものである。
主な内容は、逡送の実施基準、実施日の通知、逡送により送付する文書等の取扱い等、逡送物件の制限及び勤務心得である。